２　有料老人ホームの事業内容を変更する場合

老人福祉法第２９条第２項の規定により、事業変更届の提出が必要です。

１　提出期限

**変更から一か月以内**

　　　　※施設の移転や増改築等の比較的大規模な変更の場合は、変更前に事前提出を依頼することがあります。

２　提出書類

　　　①　有料老人ホーム事業変更届

ホームページに様式を掲載していますので、ダウンロードし、必要事項を

記入してください。

　　　②　変更内容に応じた書類

　　　　　　別紙の「変更内容に応じた提出書類一覧」を確認し、提出してください。

　　　　　別紙以外に、必要と思われる書類を追加で求めることがあります。

* 事業譲渡等により設置法人が変わる場合は事業変更届の提出ではなく、譲渡法人からの廃止届の提出と譲受法人からの新規の有料老人ホームとしての設置届の提出が必要となります。